



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	高田 純「実践と相互人格性 : ドイツ観念論における承認論の展開」
Author(s)	新田, 孝彦; Nitta, Takahiko
Citation	哲学, 38, 155-162
Issue Date	2002-07-21
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/48021
Type	departmental bulletin paper
File Information	38_155-162.pdf



《書評》

高田純 『実践と相互人格性』

―ドイツ観念論における承認論の展開―

(北海道大学図書刊行会)

新田孝彦

1 本書の意図

本書の基本的なねらいは、ドイツ観念論を相互人格性ないし相互主観性という視点から把握すること、特にカント、フイヒテ、ヘーゲルの実践哲学を相互承認論の展開として解釈することにある。著者は先に、『承認と自由―ヘーゲル実践哲学の再構成』(未来社、一九九四年)において、ヘーゲルの相互承認論の形成と構造について考察したが、本書では、さらにカントとフイヒテの思索の中に相互承認論の系譜を読みとることによって、ドイツ観念論には相互人格性(相互主観性)の問題が欠落しているという従来の一般的解釈の是正を試みようとしている。

2 本書の概要

序論では、ドイツ観念論を本質的に「方法的な独我論」ないし「独話論」であると見るハーバースやアーベルといった現代の有力な哲学者たちの理解に対して、ヘーゲルおよびフィヒテにおける相互承認論の重要性を指摘する最近の研究成果を踏まえて、カントの倫理思想もまた相互人格性という観点から体系的に理解することができるであろう、という著者の見通しが提示される。

第一部「自律と共同―カントにおける承認論の方向づけ」では、カントの実践哲学が取り扱われる。カント倫理学の基本をなすのが「自律」の思想であるということは、一般に認められている。自律とは理性の自己立法であり、これが道徳法則の表現するところであるというカントの思想は、それゆえにまさに道徳の領域において他者とのコミュニケーションを排除し、独我論的な傾向を強く持つと理解されてきた。しかし著者は、カントの倫理思想の形成過程を辿り直すことによつて、自律思想のうちに意志の自発性と相互人格性の結合を見て取り、カントにおいて道徳法則は、他者との共同存在を可能にする根本条件であると主張することになる。

その際の有力な手掛かりは、「他人の立場に立つ」（立場の交換）という視点であるが、著者はこの視点がアダム・スミスの影響のもとにカント倫理学に導入されたと理解し、実践哲学の主要な著作の中にこの視点の存在を確認しようとする。例えば、『道徳形而上学の基礎づけ』では、「理性的存在者は立法者としての自分自身の観点から、および同じく立法者としてのあらゆる他の理性的存在者の観点から、自分の格率をつねに採用しなければならぬ」という一節が注目される。著者によれば、この傾向は後期の『道徳形而上学』においてよりいっそう明瞭であり、例えばそこで取り上げられている「自分自身に対する義務」と「他人に対する義務」にしても、本来両者は別々のものではなく、相互に関連していると理

解できる。すなわち、人格の他者に対する関係は自分自身に対する関係によって媒介されるとともに、自己関係は他者関係によって媒介されているのである。こうした両者の相互連関は、「他人の立場に立つ」という視点を導入することを通じて自覚される、というのが著者の理解である。また『判断力批判』では、美的判断に関して、広い視野に立つ人間は「普遍的観点から自分の判断を反省するが、この観点を定めることができるのは、他人の立場に立つことを通じてである」と語られているが、著者の解釈によれば、このことは美的判断にだけではなく、道徳的判断にもあてはまるのである。カントは『道徳形而上学』において、人格の内なる人間性の尊重（これは定言命法の要求であるが）を「他人における尊厳の承認」と言い換えているが、こうした思想はまさに、カントにおいても人格の「相互承認」が道徳性の基礎に存していることを示している、と著者は解釈するのである。

第二部「自律と承認―フィヒテにおける承認論の基礎」では、フィヒテの実践哲学が検討される。初期のフィヒテは、カントが重視した意志の自発性を徹底させ、それを自我の絶対的活動性として捉えていた。だが、フィヒテはこの過程で「自我」の「他の自我」に対する関係をあらためて問題とせざるをえないと考えるようになった。フィヒテにとって、カントにおいては他の人格が前提とされているにすぎず、根拠づけられていないことが問題なのであり、それゆえ彼は、初期の著作『全知識学の基礎』において自我の原理を深化させるのと平行して、他の論考においては他我問題と正面から取り組むことになった。すなわち、フィヒテは、カントの自律思想における意志の自発性と相互人格性のそれぞれの側面について考察を深化させ、再びその両面を統一しようとした、と著者は理解する。

こうした努力の成果は、知識学の応用である『自然法の基礎』に結実する。フィヒテは、自我の非我に対する二重の関係（自我による非我の規定と非我による被規定）から出発して、自我と非我との一致は他我において可能であることを導き出す。これは、自我の原理からの他我の先験的演繹と呼ばれる。自我の活動は自発的ではあるが、その実現のためには、

他我からの「促し (Auforderung)」という契機によって規定される必要がある。さらに、他我は自我の自由な活動に余地を与えるのであり、そのために自ら自由な活動を制限しなければならない。しかし、他我が自我をこのような仕方では取り扱うのは、自我もまた他我を同様に扱う場合である。このような相互関係が「相互承認」と呼ばれ、法関係の基礎に置かれることになる。

フイヒテは『自然法の基礎』に続く『道徳論の体系』において道徳的行為の問題を考察している。そこでは、「良心」に基づき、「義務の確信」に従って行為することが自律的であるとされるが、このことによって行為の普遍性、相互人格性があらためて問われることになる。そこでフイヒテは、確信を相互に伝達する共同体を構想する。すなわち、人格が理性的共同体 (理性の国) に所属することによって、その行為は普遍的意義を持つことができるのであるが、このような共同体はカントの「目的の国」を捉え直したものであると言えるであろう。また、この『道徳論の体系』で注目されるのは、共同体全体に対する義務が最高の義務と語られていることであり、これ以降、フイヒテにおいて全体優位の立場はいっそう顕著になる。このようにして著者は、フイヒテの実践哲学において、確かに初期から後期へと進むにつれてその重点が自我の問題から全体論へと移行するにもかかわらず、否むしろこうした移行それ自体が、自らの思索を「相互承認論」へ定礎することによって生じてきたものである、と解釈するのである。

第三部「承認と共同——ヘーゲルにおける承認論の展開」では、ヘーゲルの相互人格論が考察の対象となる。ヘーゲルは若い時期にカントの自律論やフイヒテの自我論の影響を強く受けたが、やがてその個人主義的性格に疑問を抱き、倫理を現実の共同体 (人倫体) のうちに見出すことになる。しかし、カントやフイヒテが提起した問題が放棄されたわけではない。ヘーゲルは個人の自発性 (自立性) と共同性 (相互人格性) とを結合するものとして「相互承認」を位置づけようとするのである。確かに、一般にヘーゲルにあつては全体優位の思想が支配的であると理解されているが、そのなかで相

互承認論は、全体を個人の側から捉え返すという意義をもっている、と著者は見る。

『精神現象学』の「自己意識」の章では、フイヒテの『自然法の基礎』に類似した論法で、自己意識（自我）の実現が他の自己意識（他我）との関係において可能となることが示される。すなわち、自己意識の対象に対する肯定的および否定的な二重の関係から、自己意識の他の自己意識に対する関係が導出される。相互承認論は『精神現象学』およびそれに近い時期の論稿において重要な役割をはたしているが、この方向は後期にも継承される。カントは相互承認を道徳の領域に限定し、フイヒテはそれを法に見いだしたが、いずれにおいても、相互承認は形式的、抽象的にすぎない。ヘーゲルはこれを批判して、相互承認の具体的内容は現実の共同体（家族、市民社会、国家からなる「人倫」）において与えられるとみなすのであり、後期の『法哲学』が「法—道徳—人倫」の構成をとるのはこのことを踏まえたものである。ヘーゲルによれば、承認は、「法的権利の保障」や「人格の尊厳の尊重」につぎるのではなく、相互に生活を支えあいながら、相手を自立的なものとして処遇することにある。これが人倫における承認であり、現実的自由はこれによつてもたらされる。著者はここに、社会システムとりわけ国家と個人との自由な関係の可能性が示唆されていると理解する。

また著者によれば、『精神現象学』には、行為の意味が相互人格的關係において確証されるという論理が垣間見られる。例えば、この著作の「人倫」の章の最後では、良心に基づく行為の評価をめぐって、行為者と評価者とがそれぞれの一面性を克服して、相互に承認するという段階に至るとみなされている。これはフイヒテの『道徳論の体系』における良心論を念頭においたものであるが、この行為者と観察者との「立場の交換」という理解にはスミスの影響が認められると著者は指摘する。

もちろん、ヘーゲルの倫理思想はきわめて多彩な内容を含んでおり、一面的な理解を許さないところがある。例えば、ヘーゲルの歴史観によれば、世界精神の自己展開としての世界史はドイツ民族において完結し、そこからは狭隘な自民族

中心主義が現われるという批判がある。しかし著者によれば、一定の制約はありながらも、ヘーゲルのうちには平和のための不可欠の条件として諸民族の相互承認を評価する思想も見いだされうるのである。

3 若干のコメント

本書は、カントからヘーゲルに至るドイツ観念論の潮流の中に「相互承認論」の起源と発展を跡づけようと試みたものである。著者はまたこれによって、ドイツ観念論には対話が不在であり本質的に独話論的であるという現代の討議倫理学からの批判、およびドイツ観念論における理性は最初から権威主義的であり抑圧的な性格を有していたという英米の自由主義者およびポスト・モダンの側からの近代理性批判に対して応えようとしている。

第一部のカント倫理学の相互人格論的な解説に関しては、著者自身認めるように、国際的にもこうした解釈に対する評価が定まっているとはいえない中で、丹念な文献読解によってカントの思想のうちに相互人格性の契機を読み取り、新たなカント解釈の可能性を示そうとしている点は高く評価できよう。ただ、著者が有力な根拠として挙げる一節（「理性的存在者」はつねに、立法者としての自分自身の観点から、しかし同時にまた立法者としての他のあらゆる理性的存在者の観点から、自分の格率を採用しなければならない）は、はたしてそのような解釈を正当化しうるであろうか。ここでは、自他はまさに「同じ」理性的存在者という観点から捉えられているのであり、もしそうであるとすれば、ここから直ちにカントが道徳的判定に際して「他人の立場に立つ」ことを要求していると言ふことはできない。相互承認には、まず「対立」という契機があるであろうが、すべての理性的存在者の観点というかぎり、そもそも対立の契機は存在しないからである。また、『道徳形而上学』の「法論」の議論があまり取り上げられないこともいぶかられるところである。「法の普遍

の原理」こそは、カントにおいても、相互承認の思想がもつとも強く読み取れる箇所だと思われるからである。しかしながら他方では、法論に相互主体性の契機が見て取れるということから、カントの道徳論が相互人格性に基づくことと理解するならば、これは道徳を法に縮減する危険性をもつことになる。著者は、「道徳法則は……」「複数主義」「世界公民主義」を可能にする根本条件であろう」（30ページ）と述べているが、こうした解釈は、便宜的規則説や暗黙規約説といった経験論的な道徳観とカントとの相違を見えにくくするものであるようにも思われる。カントの道徳思想と相互承認論というテーマに関してはなお論ずべきことが多い。

第二部のフィヒテ論に関しては、フィヒテを、他者の存在を説明し根拠づけるという課題に正面から取り組んだ最初の哲学者として位置づけ、二〇世紀の哲学を特徴づけるキーワードの一つである「我―汝関係」の原型を、これまで指摘されてきたフォイエルバッハを超えて、フィヒテのうちに見いだしたことを、そしてまた、フィヒテ倫理学が、それを独我論的と批判する討議倫理学そのものの原型をなすような豊かな内容をもっていることを指摘したことなどが高く評価される。しかし、人格や人間性の尊厳に関して、フィヒテが個人を「理性一般の道具ないし乗り物」とみなしながら、なぜこのことによつて人格や人間性の尊厳が高められると理解できるのであるのか。しかも、理性を有するという点で諸個人が同一であれば、個人は相互承認を俟つまでもなく尊厳をもつであろうし、相互承認を必要とするのだとすれば、それはまさに「個人」としてであろう。このあたりのフィヒテの理解に対する著者の解釈は十分に説得的であろうか。

第三部のヘーゲルに関しては、すでに述べたように、著者は前著『承認と自由』においてヘーゲル承認論の形成過程と構造について論じているが、しかし、本書では、カントおよびフィヒテの思想との対比という作業を行なうことによつて、「相互人格性」という視点のもとですらドイツ観念論の発展過程が決して直線的なものではなく、矛盾に満ちたダイナミックなものであることが自覚され、ヘーゲル承認論研究の第一人者としての著者のヘーゲル理解もまたさらに豊かになつて

いると言えるであろう。ただ、カントからヘーゲルに至るまでの承認概念の多義性やそれぞれの相違について論究される
ことが少ないのは惜しまれるところである。

以上の考察を通して、著者は、承認論という一貫した視点でのドイツ観念論解釈の可能性を示し、討議倫理学や生命倫
理学といった現代倫理学の主要な潮流に対してもドイツ観念論が新たな意義をもちうることを示唆している。この方面で
のいつそうの展開を期待したい。

(一九九七年 xiv 十六十三四三頁)